

任意継続被保険者にかかる標準報酬月額について

健康保険法第47条第2号による、当組合の任意継続被保険者の令和5年度標準報酬月額は次のとおりであるので、公告する。

令和5年3月7日

H O Y A 健康保険組合
理事長 中川 知子



記

1. 令和4年9月30日における全被保険者の標準報酬を平均した額

364,989円97銭

2. 1の額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなした場合の標準報酬月額
および適用年月日

- イ) 標準報酬等級 第25級
- ロ) 標準報酬月額 360,000円
- ハ) 適用年月日 令和5年4月分保険料から

3. 任意継続被保険者の標準報酬月額の算定方法

令和3年12月31日までに被保険者資格を喪失した人

- i 上記2 ロ)標準報酬月額360,000円 (適用日 令和5年4月分より)
 - ii 被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- i と ii のいずれか低い方

令和4年1月1日以降に被保険者資格を喪失した人

被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額

以上